

清代における奏銷制度

佐 伯 富

目 次

- 一 はしがき
- 二 奏銷の起原
- 三 雍正時代における財政整理
- 四 奏銷制度
 - 1 戸部と奏銷
 - 2 奏銷款目
 - 3 奏銷冊の作成
 - 4 奏銷の時期
 - 5 奏銷の誤謬と遅延に對する處分
 - 6 奏銷と盤査
 - 7 奏銷と部駁
- 五 むすび 奏銷の崩壞

一 は し が き

奏銷とは官廳が一年間の收入・支出の決算を中央政府に

報告することである。この奏銷により、中央政府の六部は所屬官廳の財政を管理監督しようとしたのである。この奏銷が忠實に圓滑に實行されると、中央政府は居ながらにして、國家の財政状態を一覽のもとに正確に把握することができ、それによって、適正な財政政策を樹立することができるはずである。また奏銷の際における租稅徵收の成績に照して、關係州縣官の賞罰が行われることになっていた。そこで功を求めんとする州縣官は、奏銷の時期が到來すると、未納の租稅を督促することが急で、これがために、大事件を惹きおこすことさえあった。これが有名な順治十八年八月におこった江南奏銷案である。

順治十八年正月七日に順治帝が歿し、康熙帝がついで即位したが、當時國家の財政が窮迫せるに拘わらず、各省の

錢糧の未納が甚だ多く、完納する者は極めて少かった。それは前任の官が積逋の累を後任官にのこし、あるいは官役が侵蝕流用し、民欠に藉口するためであった。これまで錢糧を拖欠する者は、州縣官は參罰を被り、升轉を停止されたが、知府以上の者は、依然として升轉された。これがために上官は租税の徴收に盡力せず、責任を轉嫁しがちであった。そこで今後は、錢糧を經管する各官は、大小を論ぜず、拖欠參罰のあるものは、すべて一體に升轉を停止し、錢糧未納の各官を嚴罰に處せよという上諭が下された。

當時、江蘇巡撫は朱國治であった。朱國治は上諭に遵い、錢糧の欠冊を造って戸部に送り、抗糧と號して、錢糧未納の者は些少な者もみな逮捕した。このとき、褫革され枷責を加えられた紳衿衙役はほとんど一萬四千人にも及んだ。崑山の探花、葉方霽は欠折銀一盤をもって官を請せられた。當時銀一盤は銅錢一文に相當したので、民間では「探花不值一文錢」という謠まで流行したという。また方光琛は歙縣の廩生であったが、科擧及第後この案に坐して黜けられ、ついに、雲南に走って吳三桂の幕友となった。吳三桂の謀叛は方光琛の策略に出ずる所が多かったといわ

れている。

朱國治がこういう大事件をひき起したのは、一つには、當時鄭成功が海上にあって清朝に反抗していたので、清朝の江南人に對する怨恨から、大獄を起して江南人を摺伏させる必要があったのであるともいわれている。しかし、一方では巡撫朱國治が江南の積欠錢糧を完納させ、困窮せる當時の清朝財政に大きな貢獻をなし、自らの功勳をほこらんとしたことは容易に首肯される所であろう。(清稗類鈔卷二五順治辛丑奏銷案、蕭一山著、清代通史卷上、四二五頁、江南奏銷案、小野和子氏、清初の思想統制をめぐって(東洋史研究一八、三)ともかく、この江南奏銷案は、康熙帝のはじめに、江南地方を震撼させた大事件であった。

ところで、地方官が租税徴收において成績をあげたところで、たかだか官位があがるにすぎない。目前には現銀や利權が食指をひく。自ら公金を着服しあるいは部下とぐるになつて、その汚職を見逃して賄賂をとる方が、はるかに魅力的であった。そこで、奏銷の行われる際には、いろいろのからくり、つまり、公金・官物の横領や横流しを、相互に庇護隱蔽する官僚や胥吏の術策、賄賂の横行といった

官場の臭氣紛々たる社會風が、半ば公然と行われた。この醜惡な慣行がまた近世中國社會の官場の大きな特色なのである。

國家の財政が、このような官吏や胥吏によつて裏面から侵蝕されると、破綻を招かざるをえない。清朝初期の代々の天子はこの對策には腐心した。とくに雍正帝は、財政の管理には、常ならぬ注意を拂つた。財政こそは、獨裁君主權を支える最も重要な基盤の一つであつたからである。帝は即位早々、もつとも信頼する弟の怡親王允祥に戶部の管理を命じ、會計檢査院とも稱すべき會考府を設立して、奏銷を嚴格に實施させようとしたのも、そのためであつた。康熙の末年から雍正時代にかけて、戶部には數千萬兩の庫銀が貯えられたのは、その背景に、社會の平和、産業の發展、外國貿易の繁榮といった事情があつたことはいままでもないが、一面官紀の肅清、奏銷制度の整備によつて、國家の財政が相當きびしく監督管理されたところに、一つの大きな原因があつたことは見逃せないであろう。奏銷の制度が、雍正時代に一應完備したことは、注目すべき事實である。次の乾隆時代は、財政的には、清朝のうちでも、も

つとも餘裕のある時代であつたが、それは當時の社會が、政治的・經濟的にも、もつとも恵まれた時代であつたうえに、雍正帝の奏銷制度の整備が、なお効力を示したこともその一因であると考えられる。

もつとも、近世中國の典型的な獨裁君主といわれる雍正帝をもつてしても、先に述べたような官場の積弊を、抜本的に打破することは不可能であつた。會考府が設立後、三年目に廢止せざるをえなかつたのは、一つには官僚や胥吏の抜きがたい弊風には打ち克つことができなかったためでもあつた。ここに奏銷制度の實施にも限度があつたことが判明する。雍正帝にして然り、乾隆以後になると、天子の獨裁權が弛緩してにらみがきかなくなると、官紀が紊亂して、奏銷の制度も次第に有名無實と化して行つた。諸種の財政に關する疑獄事件が、乾隆以後、多くなるのはその證左である。清朝の後半期以後にあっては、前半期とは逆に、世界經濟の變動から、銀の中國流入が減少し、遂には銀が多量に海外に流出するに至り、産業の不振から經濟界が不況に陥つた。これがために、國家の收入が減少したうえに、官紀は全く地に墮ちて、奏銷は實行されなくなつ

た。また奏銷を行つても、虚偽の報告が多く、政府は奏銷によつて、財政を管理監督することが不可能になつた。奏銷制度の紊亂によつて、清朝は國家の財政状態を正確に知悉しえず、これを再建することができないままに、遂に衰亡の道を辿るのである。本稿では、このような意味をもつ奏銷制度の實態と發展の過程を通して清朝隆替のあとを考へて見ようとするのである。

二 奏銷の起原

財政の状態をつかむことが、政治の要諦であることは、古今を通じて變りはない。清朝も入關前、すでに年末において、公明な官吏に命じて財政状態を監査させている。

(皇朝通考卷四一會計崇德三年) 入關後においては、世祖實錄卷二五、順治三年四月壬寅の條に、

諭戶部。……今特遣大學士馮銓。前往戶部。與公英俄爾岱。徹底察核。在京各衙門。錢糧款項數目。原額若干。現今作何收支銷算。在外各直省錢糧。明季加派三項。蠲免若干。現在田土。民間實種若干。應實徵・起解・存留若干。在內責成各該管衙門。在外責成撫按。

嚴核詳稽。擬定賦役全書。進朕親覽。頒行天下。

とあり、順治三年四月には、大學士馮銓を戶部に遣わし、尚書英俄爾岱イソクヤクと財政状態を徹底的に調査せしめ、また在京は各該管衙門に命じ、外省は巡撫・按察使に命じて嚴重に調査して賦役全書を作成し、これを天下に頒行させている。しかし、財政の監査が制度化したのは、順治八年の頃のようにある。ちょうどこの頃、清朝は殘明勢力や流賊を討伐して一應中國を平定し、その國家體制ができあがつた。諸種の制度が制定されたのもこの頃で、清朝國家の基礎が整い初めた注目すべき時期である。財政もこの頃に至つて、ようやく、その基礎ができかけたらしい。實錄や東華錄に順治八年から、人口數や田地・地租・糧草などの統計が示されているのは、この事實を物語るものと考える。

財政の整備に伴ない、奏銷の制度もこの頃一應の確立を見たとよである。世祖實錄卷五七、順治八年六月辛酉の條に、
刑科左給事中魏象樞奏言。國家錢糧。部臣掌出。藩臣掌入。入數不清。故出數不明。請自八年爲始。各省布政使臣。於每歲終。會計通省錢糧。分別款項。造冊呈送該督撫按查核。恭繕黃冊一套。撫臣會題總數。隨本

進呈御覽。仍造清冊。咨送在京各衙門。互相查考。既可杜藩臣之欺隱。又可核部臣之參差。至於故明勦逆產價。蘆鹽租課。贓罰銀兩。本折物料等物。一概報明。庶錢糧清。國用足。……疏入。命所司確議。

とあり、刑科左給事中、魏象樞は順治八年六月に上奏している。すなわち、國家の錢糧は、部臣が支出を掌り、布政使が收入を掌っている。入數がはっきりしないため、出數も不明瞭である。そこでどうか順治八年から、次のように會計の監査をするようお願いしたい。各省の布政使は毎歳の終りに、通省の錢糧を會計し、款項別に造冊して該督・撫・按に呈送して查核させ、一方では黃冊を繕修する。撫臣は總數を會題し、本章に隨つて御覽に進呈する。なお別に清冊を作成して在京の各衙門に咨送し、相互に查考させるようにすれば、布政使の欺隱を防ぐことが出来るのみならず部臣の參差をも核察することが出来る。また明の勦臣の産價、蘆鹽租課、贓罰銀、本折物料などのものに至つても、一概に報告させると、錢糧も清楚になり、國用も充足するであらうと。この上奏文は、所司に命じて確議させているから、まもなく實施に移されたものと思われる。光緒大清

會典事例卷一七七、奏銷の條に、

〔順治〕九年。覆准。直省錢糧。逐款備造支解完欠清冊。送部查覈。

とあり、翌順治九年には、直省錢糧について、各款ごとに、その支解完欠の清冊を作成して戸部に送り、查覈されているところからも判明する。

このように、奏銷制度は順治時代に成立したが、順治・康熙時代は、なお國家草創の時代であり、また反清勢力の討滅のため軍隊を動かすことも多く、従つて奏銷の實施運營が圓滑に行われ難い事情もあつたようである。ことに三藩の亂には七年にわたつて戰時狀態が續いたために、奏銷制度が紊亂した。聖祖實錄卷七一、康熙十七年二月庚戌の條に、

諭戸部。積貯係國家大計。年來各路兵馬。需用糧餉浩繁。在外總督巡撫。及經管錢糧各官。俱宜潔己奉行。

彈心稽察。一應支放開銷。務嚴加覈實節省。方於軍國有裨。近見各路奏銷。或製備物料。並不先行題明。藉口軍機緊急。濫請銷算。或不行察核。重復支給。又不爲扣抵。或朦混重領。希圖利己。致滋糜費。以及侵欺

浮冒。種種弊端。難以枚舉。

とあり、康熙十七年二月に、康熙帝は戸部に上諭を下している。そのうちで、康熙帝は、近ごろ各路の奏銷を見るに、物料を整備するに、まず題明を行わず、軍機の緊急なるに藉口して、みだりに奏銷を請い、あるいは核察を行わず二重支給をなし、また扣除をなさない。あるいは朦混重領して己れを利せんとはかり、濫費浮冒など種々の弊害があり、一々數えきれないといつて、戸部に處置を命じている。戸部は旨をうけてここに處分例を制定したのである。この處分例において、錢糧の支出方法が嚴重にとりきめられた。すなわち、各省が支出する錢糧は、司・道等の官が、まず督撫に申請し、あらかじめ題明を行わなければならぬ。もし申詳題明をせず、後で奏銷を請う者は、その奏銷を許さず、司道督撫はそれぞれ處分をうけなければならぬ。このような會計検査法が制定されたが、なお三藩の亂が平定せず、急を要する軍需費の關係から遵守されなかつた。そこで亂が終つた四年目、康熙二十三年には再び會計検査の條例が制定されたのである。この時、大學士に與えた上諭は次のようにいつている。

戸部が各省の錢糧を管理しているが、一時に清楚ならしめることはむずかしい。地方の督撫は在庫の銀兩を流用して私用にあてている。補墊するとはいいながら、題奏する時に及んでは、常にうやむやに銷算してしまひ、部内には稽察すべき證據がない。ために百姓は深くその害をうけている。最近、廣西巡撫の郝浴が庫銀十九萬兩を横領する事件があつたが、これによつて見ると、天下にはかかる事件は少くないに違いない。朕は日夜留意して各省の錢糧を清查しようと思ひ、外任官および督撫に尋ねたところ、皆いわく、地方に存留する錢糧を清查すれば、別項の錢糧は自ら清楚になるであらうと。そこで朕は思うに、このことが一たび行われると、在外の督撫司道のうちには、罪をうける者が出るであらうが、しかし、國家においては有益であらう。果して錢糧が充足すれば、さらに百姓に加恩する用途に使うことができる。いま九卿のうちには、外官の經驗ある者が多いから、かかる事情については詳悉しているはずである。汝等大學士は會同詳議して以聞せよ。

と命じた。そこで大學士らは九卿と會同してその結果を覆奏し、ここに會計検査の條例が制定されたのである。(聖祖實錄卷一一四、康熙二十三年二月癸酉)

この條例は五ヶ條から成っているが、如上の點からも明らかのように、督撫の責任が明記されているところが注目される。すなわち、

第一條、錢糧を奏銷するには、存留・起運を逐次分晰し、ならびに、戸部に報告した年月日を明白に、造冊せしめ、朦混だとして駁查をうけしめるようなことがあつてはならない。もし駁回あるときは、關係督撫は朦混の例に照して處分する。戸部可屬が詳査を行わないときも、また、吏部をして議處せしめる。

この第一條によれば、督撫は駁查をうけただけで處分されるわけで、あまり酷にすぎるので、裁可されず、現行の條例によつて施行せよと命じている。現行條例がいかなるものか、判明せぬが、寛大な條例であつたことは疑いない。

第二・三・四條はそれぞれ、軍隊の俸料・軍需物資の購買について、督撫等の責任を規定している。

第五條、直隸各省が錢糧を奏銷するに、もし駁查をう

けたときには、ともに具題して完結させる。單に咨文をもつて責を塞いではならない。

以上が、康熙二十三年制定の會計検査條例の概略である。この後も康熙時代には條例の改訂が行われたが、おおむね寛大なものであり、その實施に際しても、どこまで運行されたかは疑わしい。奏銷制度が略々完備し、會計検査が相當嚴格に施行されるのは、次の雍正時代をまたなければならなかつたようである。

三 雍正時代における財政整理

獨裁君主の權力の基盤はいうまでもなく、官僚と軍隊の力である。官僚や軍隊が天子の手となり足となつて、天子の意のままに働くためには、その綱紀を振肅しなければならぬ。そこで雍正帝は官紀や軍紀の振肅に、とくに意を用いたが、一方では彼等が安心して働さうるように、生活の安定ということにも配慮することを忘れなかつた。ここから財政整理ということが、雍正帝には重要な課題となつてきた。地方財政が紊亂して虧空や民欠が多いため、地方官にその調査を嚴命するだけでなく、中央政府から信頼す

る官吏を、とくに派遣して、地方財政の紊亂を徹底的に調査して、その建て直しをさせたのは、雍正帝の財政に對する關心の強さを示している。

財政の紊亂は地方財政だけではなかつた。中央の戸部においても紊亂していた。世宗實錄卷二六、雍正二年十一月癸丑の條に、内閣・九卿・詹事・科・道等に與えた上諭がある。そのうちで雍正帝は次のようにいつている。

歷年戸部の庫帑の虧空は數百萬兩に及んでいる。朕は藩邸にいる時から、知悉している。これは國家の經費の關するところで、甚だ重大な問題である。そこで朕は、とくに怡親王に命じ、戸部を管理して紊亂を清查させたのである。いま康熙年間の虧空を整理することなきをきなければ、もしまた雍正年間に虧空ができること、將來到底稽查することができなくなる。積弊が段段相累つていくと、どうして國用を經理し、法紀を將來に垂れることができようか。現在怡親王が清查した虧空は、二百五十餘萬兩にも上り、追補することがむずかしい。そこで怡親王は戸部の雜費をもつて、十年計畫で代納させたいといつている。思うに、戸部の堂

司官員が任意に侵漁し、當時これをおいて問わなかつたためである。そこで戸部尚書の孫渣齊に命じて處理させ、經手の官員を查明し、その財力を量つて賠償させようとしたが、部下をかばつてら。ちがあかないので、孫渣齊を革職させた。各員の辦償すべき銀は、作速に辦償させ、その餘の一百萬兩は怡親王の申請通り、戸部の雜費から彌補させた。怡親王の處理は甚だ嘉すべきだ。しかるに、無知の小人は嫉妬して、かえつて怡親王のやり方は苛刻であるといつて非難しているから、事實を汝等に知らせてやる。

と結んでいる。

このように、雍正帝の即位したはじめには、康熙帝のいわゆる寛大の政治の後をうけて、地方中央ともにその財政が紊亂していた。そこで今述べたように、雍正帝のもっとも信頼していた弟の怡親王をして、戸部を管理させたのである。世宗實錄卷二、康熙六十一年十二月丙寅の條に、

令怡親王允祥。總理戸部三庫事務。

とあり、怡親王は雍正帝が即位すると間もなく、戸部の管理を命ぜられたのである。因みに戸部の三庫とは銀庫・緞

正庫・額料庫をいう。

ところで、怡親王は財政を管理するために、特別に會考府という役所を設けた。雍正元年正月であるから、雍正帝即位の翌年には早々に財政の監督検査が嚴重に施行されることになったのである。會考府設立の事情については、世宗實錄卷三、雍正元年正月甲午の條に、内閣に下した諭旨の中に見えている。

各省が錢糧を奏銷するに、地方の正項錢糧および軍需を除くほか、その他の奏銷項内には積弊が甚だ大である。もし奏銷の際、中央の六部に部費を届けないと、たとえ報告の冊檔が分明であっても、僅かな數字の異同や、僅かの銀兩の數字が符合しないといって、報告の書報をつきかえず。ひとたび部費があると、たとえ百萬の錢糧を糜費していても、奏銷を許可する。あるいは、あまり重要でない所をもって駁回し、駁詰したという名目を作って人の耳目を掩飾する。駁回した書類がかえって來ると、直ちに奏銷を許可する。内外の官がぐるになって、國家の錢糧を盜取する。これらの弊害は、みな皇考は知悉していたが、寛大な聖恩をも

って、深くは究めなかった。しかし、朕は今や財政の整理を行わざるをえなくなった。そこで今後、あらゆる錢糧の奏銷事務は、何の部にわたるを論ずるなく、みな怡親王・隆科多・大學士白潢・左都御史朱軾をして、會同辦理させるぞ。

この上諭に従って、内閣は財政査核の役所を設立し、その名を雍正帝に會考府とつけてもらったのである。會考府設置の目的については、世宗實錄卷二五、雍正二年十月癸巳の條、直省督撫提鎮等に與えた上諭に、

至會考府。係朕新設。特爲稽查各部諸弊。以清錢糧之出入。

とあり、各部の弊害を稽查し、錢糧の出入を清查するにあつた。各部の弊害とは何かというに、この上諭の前文には次のようにいつている。

従前、事件を題奏するときには、ともに部費なるものがあつた。朕はしばしば、旨を降して嚴禁した。今聞くに、なお前轍を蹈み、萬事部費がなければ解決しない。各衙門の書吏は、空腹では勢い事を辨じ難い。酌量して紙筆飯錢を支給することは、理に於いて差支え

ないが、どうして、千萬の費を使つて、小人あくなきの求めを遂げさせるべきであろうか。況んや、各省大臣の題奏する事件は、みな朕が親しく覽て、部をして定議させている。議覆の時に及んでは、朕は詳覽して獨り裁斷している。各省の大臣は、どうして自ら信ずる所なく、甘んじて蠱役の欺誑を受けるのであろうか。すなわち、各部に題奏する事件も、莫大な部費を使わぬと解決しない。これが大きな弊害となつてゐる。雍正帝はこの部費を禁止し、題奏事件を圓滑に處理させようとしたのである。前掲の上諭に續いて、

會考府大臣。朕可保其無受使費之理。今聞有一二省畏懦不明之大臣。另加一倍使用。殊可痛恨。嗣後著永行禁止。若朕查出。與受一體治罪。

とあり、會考府大臣中には、部費を受理するような者はいないことを保證し、一二省の大臣中にはなお部費をうける者のあることを指摘して、これが禁止を嚴命してゐる。これよりさき、世宗實錄卷四、雍正元年二月乙亥の條に、

諭總理事務王大臣等。向來地方官奏銷錢糧。不給部費。則屢次駁回。恣行勒索。朕欲革除此弊。特設會考

府衙門。前降諭旨甚明。近見各處奏銷之事。竝不送會考府。各部有擅行駁回者。則勒索之弊。尚未革除。嗣後有應駁之事。定須送會考府查看。如果應改駁。會考府王大臣官員列名駁回。

とあり、雍正帝は總理事務王大臣等に、奏銷はすべて會考府にて行ふべきことを命じてゐる。地方官が錢糧を奏銷するに、部費を納めなければ、書類をつきかえし、恣のままに賄賂を強要してゐる。そこで、この弊害を革除するために、會考府を特設したのである。しかるに地方官は奏銷を行うに、會考府に送付せず、依然として部に送付してゐる。各部はほしのままに駁回を行ない、これがために賄賂強要の弊害が革まらない。今後、駁回すべきものは必ず會考府に送つて查看させ、もし改駁を命ずべきものがあらば、會考府の大臣が連名した上で駁回を行え、と命じてゐる。

このように、會考府を設けてから後も、雍正帝の再三の禁止にも拘わらず、各部ではなお擅ままに駁回を行ない、賄賂を強要することがやまなかつた。それにはやはり理由があつた。地方州縣の役所では民人から正項錢糧以外に二三割の耗羨を徵收し、役所の事務費や官吏や胥吏の私用に

も供していた。これが弊害をかもしたので、耗羨を一應布政司に提解し、役所の公費並びに官吏の養廉銀として支給することになった。ところが、中央官廳は直接人民に接しないので、人民から雜費や賄賂をとることができない。勢い下級の官廳から要求せざるをえない。これが部費である。部費はまた部員陋規・部規・飯銀・飯錢・飯食銀・部辦飯食・部科飯費銀・部書飯食銀・部科平飯・奏銷平頭銀などともよばれている。養廉銀の實施に際しても、雍正帝は始めは極めて消極的であつたが、田文鏡ら信賴する地方官の上奏にあい、しぶしぶ認めざるをえなかつたように、部費の徴收に對しても、雍正帝は最初は反對であつた。しかし地方の役所における公費や養廉銀を認める以上、中央の官廳においても、部費の徴收を認めざるをえなかつたらしい。雍正三年に會考府を廢止したのは、一つにはこういう理由があつたのではないかと考へる。皇朝文獻通考卷四一國用考には次のような上諭が見える。

向來各部院で動用する錢糧は、各衙門が自ら奏銷を行つて來たが、往往にして稽察を加えない。そこで會考府を設立して核察を行ったのである。雍正元年から今

まで三載に近いが、各部院の奏銷錢糧事件を處理したものは五百五十件にも上り、そのうち駁回して應に改正すべきものは、九十六件にも及んでいる。このようであれば、部院の書類に誤謬があり、會考府が察核に益あることは自ら明らかである。しかし、役所を設立して長くなると、だんだんと弊害を増してくる。そこで會考府を廢止するが、汝等、部堂司官は公平に誠を盡して職責を果せよ。

つまり、會考府設立の意義は充分にあるが當時の状態では、役所を設けて長くなると、また會考府の官吏が色々の名目で事務費や賄賂をとることになる。監督の役所がまた部院のように監督の役目を果たすことができなくなると、却つて弊害を助長する結果となる。また世宗實錄卷三六、雍正三年九月庚戌の條には、

裁會考府衙門。其從前任事之大臣。吏部尚書舅勇隆科多。尚書朱軾。原任大學士白潢。正黃旗漢軍都統盧訥等。各議絀有差。

とあり、雍正三年九月、會考府を廢止した際、從來の任事の各大臣がそれぞれ議絀されているから、會考府がかなり

の成績をあげ、その設立の目的がある程度達成されたことは疑いないであらう。

以上のような理由から、會考府は廢止されたのであるが、しかし、その背後には怡親王の戸部管理により、財政事務が圓滑に處理され、會考府がなくても、奏銷事務がかなりうまく行われうる見透しがついたためではないかと考へる。

世宗實錄卷一〇、雍正元年八月己酉の條には、

從來、戸部の堂官は部中の事件が累積し、怠玩して處理しなかつたので、怡親王に命じて、戸部の事務を處理させたところ、期限四十日を延ばしただけで、一切の積弊が全部剔除された。屬員を獎勵して數千の案件をてきばきと整理したことは甚だ嘉すべきだ。

と雍正帝は怡親王を稱讚している。雍正帝の怡親王に対する信頼は大したもので、怡親王の死後も、しばしば怡親王をひきあいに出して賞めている。事實怡親王は戸部の事務を管理して成績を大いにあげた。世宗實錄卷九八、雍正八年九月丁丑の條に、大學士に與えた上諭があるが、そのうちに、

怡親王が戸部の事務を總理して以來、虧空は減少し、財政は充裕になった。

といている。會考府を廢止した背景には、怡親王の戸部管理により、財政が甚だ好轉した事實も併せ考へる必要があらうと思われる。従つて會計検査は、この奏銷を通じて、各部によつて嚴格に行われることになったわけである。なお雍正帝が各部に奏銷をさせた裏面には次のような事情もあつたようである。世宗實錄卷一三一、雍正十一年五月辛巳、内閣に下した上諭に、

部院衙門が錢糧事件を銷算するに、みな書辦の手によつてゐる。章京・筆帖式内には、算法に通曉する者が少ない。そこで姦吏が弊書を作しても、また清查することができない。算法はすなわち六藝の一である。各部院の筆帖式のうち、辦事の暇に、學習しようとする者には、學習させ、三年の後、朕が考試するをまつたしめよ。また官學生・候補筆帖式もみな學習させ、考試を希望する者には、またその考試を准るせよ。成績優等なる者には、朕が恩を施して別に登用せよ。と見える。すなわち部院の錢糧の奏銷はみな胥吏が行う。

章京・筆帖式は算法に通ずる者が少いから、たとい胥吏が悪事を働いても、これを清查することができない。そこで、雍正帝は都院の章京・筆帖式に算法を學習させ、特別任用をしようとしたのである。章京・筆帖式に姦吏の悪事を監督させようとしただけでなく、さらに進んで、奏銷事務を章京・筆帖式に處理させようという計畫であったかもしれない。この後二年にして雍正帝は歿したので、このことは實現しなかったが、もしそうだとする、王安石の吏士合一策にも比すべき企畫であったわけである。政治を正途にかえそうと考えていた雍正帝には、胥吏が政治の大きな癌であることに氣づいていたのである。もし都院の奏銷が章京・筆帖式によって行われていたとしたら、清朝の政治は大分様相が變っていたであろう。それでは清代の奏銷の制度とはいかなるものであろうか。

四 奏銷制度

1 戸部と奏銷

各省において徴收する租税は、州縣官が一定の種類と額數とに照して徴收し、これを布政司に送る。督撫は一省の

租税が集まると、これを戸部に報告する。各省の經費もそれぞれ一定の種類と額數とが一定し、みだりにこれを超過することは許されない。もし必要があつて別に錢數を支出しようとする時には、奏請して裁可をえなければならぬ。この時、戸部は裁可に先だち、旨を奉じて議覆することになつてゐた。皇朝文獻通考卷四一會計の條には、

〔康熙〕十七年。戸部遵旨會議。各省動用錢糧。司道等官。須先申詳督撫。豫行題明。如不申詳題明。竟入奏冊請銷者。不准銷。司道等官。革職追賠。督撫降四級調用。如申詳而督撫不題明。擅令動用者。司道等官免議。督撫照司道例處分。

とあり、前述に違反した督撫・司道官の處分を規定してゐる。

各省ではその徴收した銀穀をもつてその經費を支出し、餘りを戸部に解送する。一省に留めて支出する經費を留支といひ、戸部に解送するものを京餉という。また直隸・福建省のごとく、收入の少い省分にあつては、鄰省の餘剩を解送してその省分の財政を助ける。これを協餉といつた。このような財政上の運営をやるために、督撫は毎年春秋二

回、布政司庫現存の銀數を戸部に報告してその撥用に資した。世宗實錄卷四九、雍正四年十月丙子の條には、次のように見えている。

諭各直省督撫。春秋二季。報戸部冊。務將藩庫實存銀兩。悉行開報。應存應解。靜候部撥。儻有行賄私囑部中吏役者。與受俱按律治罪。

次に督撫は、後で述べるように、翌年に至り、前年出納の決算書を戸部に送り、またその上奏を行なわなければならぬ。その際、歷年の滯納・租稅徵收の狀況を報告する。この決算報告を奏銷といい、決算報告書を奏銷冊(籍)と稱したのである。奏銷冊が戸部に送られると、十四清吏司がその款目を按じて逐一これを精査し、尚書がその結果を天子に具奏した。租稅徵收の成績によって、關係州縣官の賞罰が行われたことは先述の通りである。このように、戸部は奏銷制度によって、地方財政を監督する職權があつたのである。しかし、收支の實際は、時によって伸縮し、一定不變の額數をきめることは不可能である。そこで、天子の獨裁權が弱まると、地方官吏はいろいろの名目を捏造して國家の錢穀を侵蝕したので、實際には奏銷制度も形式

的に帳簿面の辻褄を合わせるだけのものとなり、具文に墮してしまつたが(清國行政法第一卷上二一九頁)、その時、清朝も衰亡したのである。

2 奏銷款目

錢穀の出納ある官廳はすべて奏銷を必要とするが、いかなる款目について、奏銷をしたかというに、光緒大清會典事例卷一七七奏銷、康熙七年の題准によれば、地丁錢糧の外、鹽課、茶稅、關稅、蘆課、漕糧、白糧、各倉の米穀、土司進貢物料、折色本色物料、雜稅、當稅、稅契、牙稅、牛驢稅、贓罰、折贖、文武官師生空缺、扣罰俸銀、隨時追取せる學租、支給餘贖の解部せるもの等について、奏銷が行われたのである。なお正項のほか、耗羨についても奏銷が行われたことは、同書、乾隆四十九年の條の覆准に見えている。また同書、咸豐八年の議准には、

各直省各營動用公費。每年收支存贖各數。限次年六月題銷。

とあり、直省各營の公用についても、次年六月に題銷が行われたのである。なお公用の奏銷については、世宗實錄卷一五七、雍正十三年六月乙亥の條、戸部に與えた上諭の一

節に、

嗣後、按年分晰造冊。隨同奏銷錢糧各冊。咨送戶部核銷。如此則各省存公銀兩。可以漸次清理。

とあり、雍正時代に始められたようである。雍正硃批諭旨
三二、河東總督田文鏡、雍正七年六月十五日の條には、

司庫公項銀兩。卽與國帑無殊。在我皇上。覆載爲量。諭令不必奏銷。

と見え、司庫の公項、すなわち公用は、はじめは奏銷を行わなかつたのである。

3 奏銷冊の作成

奏銷の事務を實際にとるのは布政司であるが、その責任者はいうまでもなく、地方の總督巡撫である。光緒大清會典事例卷一七七奏銷、康熙七年の條に、

題准。直省錢糧。每歲終。巡撫造奏銷冊一本。開列已完未完數目送部。

とあり、巡撫が奏銷冊一本を造り、錢糧の既納未納の數目をかいて戶部に送るとあり、巡撫が奏銷冊作成の責任者であった。また雍正硃批諭旨九、雍正三年五月二十五日、山東巡撫陳世倌の上奏中に、

目下造報雍正二年并康熙六十・六十一・雍正元年錢糧奏銷冊籍。及秋審各案件。俱奉文於六月內具題。期限甚迫。暫在署料理。

とあり、奏銷冊籍を造報する期限が切迫しているから、役所にあつて料理をしなければならぬと、山東巡撫陳世倌はいっているのは、またこの事實を端的に示している。

ところで、戶部に送る奏銷冊籍は實際に布政司で作成されるが、その細數については、府州縣で造られたのである。光緒大清會典事例卷一七七、奏銷、康熙十一年の條には、

題准。奏銷冊。直省布政使司總數。府州縣細數。と見えていることよつて判明する。府州縣の造作の事情については、同書、雍正十二年の條に、次のように見えている。

各省が奏銷冊籍を撰造するとき、例限の前において、各屬をしてまず草冊一本を造り、布政使司に申報して覈對の結果、訛りがなければ、各屬に發回して照造させる。もし款項が舛錯したり、數目が符合しなければ、ただちに草冊内について分析指出し、程途の遠近

を計り、期限をきり、發回して別に繕修補送させる。

もし案情が繁雜で覈算が清からず、および怠玩して屢々催促しても應じない者がある時には、ただちに造冊

の經承を召喚してたずね調べることができ、しかし、濫りに召喚してはならない。書吏が奔走守候する累を免れしめ、布政司の書吏が抑勒需索するを杜すためである。もし布政司の胥吏が各屬の造送せる草冊を

もつて誤魔化して發改を行ない、故意に苛駁する者は查出して究治する。また布政使司が文書の誤謬をかばつて隠してやり、故らに放つておくもの、および多人數を召喚して省城にて製造する者は、督撫がただちに題參を行なう。

すなわち、布政使司が奏銷冊を造るときには、府州縣にまづ草冊を造つて送らせたが、このとき布政使司の胥吏が、草冊の缺點を摘發しては、府州縣の胥吏から賄賂を要求し、また布政使も府州縣官の賄賂があると、草冊に誤謬があつても、これをかばつて見逃してやつたらしい。

なお、ここで注意すべきことは、前掲の引用文にも見えなように、州縣の草冊に不備な點があると、布政使は州縣

の經承を招致してたずねることができたが、印官を招致することは許されなかつたことである。同書、順治十二年の條に、

覆准。州縣銷算錢糧。冊案不清。布政使司提究經承。不得擅提印官。離任曠職。

とあり、州縣の印官が任を離れると、州縣の吏治に空白を來すおそれがあるからである。

奏銷冊を作成するには、相當な人數の胥吏と日數とを要したようである。安徽巡撫衙門では、兵馬錢糧奏冊を作成するとき、布政司の書辦清書十三名を巡撫衙門に招致し、門を鎖して外部との交渉をたち、三十六日かかつて完成しているから（諭旨三七、雍正七年六月三十日安徽巡撫魏廷珍）、布政司全體の奏銷冊の作成は、相當大掛りなものであつたと推察される。また光緒大清會典事例卷一七七、奏銷、乾隆三十一年の條によれば、これまで奏銷冊の數字は、釐の單位まで記入することになつては、相當繁雜なものであつたことがわかる。

奏銷冊作成の費用は人民に割りつけて徵收した。世宗實錄卷一一三、雍正九年十二月甲辰、奉天府府尹楊超曾の上

奏に、

奉天各屬。従前一切公務。皆取給里下。總計一歲之科派。多於正額之錢糧。如遇奏銷地丁驛站。大造編審人丁。大計考察官吏等項。自臣衙門家人書吏。以至治中知府州縣各處。均有陋規銀兩。名爲造冊之費。

とあり、奉天府では、奏銷・編審・大計など公務の際には、人民に割りつける額は正額錢糧よりも多かつたといふ。

奏銷冊作成の仕方については、光緒大清會典事例卷一七七奏銷、康熙十一年の條に、

題准。奏銷冊。直省布政使司總數。府州縣細數。皆載舊管・新收・開除・實在四柱。以憑稽覈。

とあり、布政使司の總數、府州縣の細數、ともに舊管・新收・開除・實在の四柱をかき、稽覈に便したのである。また同書、康熙七年の題准の一節に、

其餘一應地丁錢糧。歲終奏銷時。該督撫將通省錢糧若干。起運若干。存留若干。撥過兵餉若干。辦買顏料。餘贖若干。詳明造冊具報。不必開列款項。以便稽查。

とあり、奏銷冊には、督撫が全省の錢糧・起運・存留・撥

過兵餉・辦買顏料・餘贖若干という風に、大きな款項別に數目を書き入れることになっていた。

つぎに、すでに掲げた康熙七年の題准に、

直省錢糧。每歲終。巡撫造奏銷冊一本。開列已完未完數目送部。

とあり、奏銷冊には錢糧の已完とともに、未完の數目を開列して部に送ることになっていた。この未完の錢糧という中には、實際に人民が未だ納めないもの、納めても官吏や胥吏が着服して、人民の未納としているものなど、色々あって、とかく報告が遅延し、あるいは舛錯遺漏の弊害を免れがたい。そこで、康熙二十八年には、

議准。每年未清錢糧。後雖俟各項歸結。但不肖官不實心奉行。往往別生支節。故意耽延。每年冬杪。將現在未完各項事件。分析造具簡明清冊送部。以便稽查。

(同書)

とあり、巡撫・布政使をして、毎年の終りに、現在未完の各項事件を分析して簡明清冊を作成して戸部に送らしめ、稽查に便している。ところで、この清冊の作成に際しても、布政使司の官吏や胥吏は、直隸の府州縣官に對して需

索を行なつたらしく、前掲の記事につづいて、

此項冊籍。皆布政使司經管。令布政使司造送。如有假借造冊名色。致累各屬者。督撫題參議處。

と見え、もしその事實があれば、督撫をして題參議處を行わしめている。布政使が屬下の錢糧の未納に對して、その實態の報告を督促する際に、需索が行われるわけで、賄賂があれば、その未納の錢糧を然るべく處置して報告したのである。

布政使が錢糧の未納に對して、その實態報告を屬下に督促するには理由があつた。同書、乾隆三十七年の奏准に、

嗣後各省地丁奏銷。全案清楚。該督撫造冊咨部。於年底分省彙總。具奏完結。毋庸逐案具題。

とあり、各省の地丁錢糧の奏銷は、全案がみな出揃つて始めて行われるので、一案でも揃わぬと奏銷が行われず、また一案ごとに別々に具題することは許されない。結局、奏銷が遅延し、督撫や布政使が處分を免れないからであつた。

ところで、布政使司で奏銷冊ができる、同書、乾隆二十三年の條に、

議准。各省錢糧奏銷。令藩司覈造總冊。申呈該督撫。

細加考覈。於司總冊上。鈐蓋印信。聲明並無遺漏濫支字樣。繕本具題。其督撫總冊。停其造報。

とあるように、總冊を該督撫に申呈し、督撫は細かに考覈を加え、總冊上に印信を捺し、遺漏濫支はないという文字をしたため、題本を繕修して具題する。從來督撫はまた別に總冊を作成していたが、乾隆二十三年に至つて、督撫總冊の作成を廢止し、布政司總冊をもつてかえることにしたのである。なお同書には、

議准。布政使於奏銷冊內。將各屬批解月日。詳細開載。以便稽覈。

とあり、布政使は奏銷冊内に、各屬から批解した月日を詳細に記載しおき、將來稽覈の際の便に供せんとしたのである。

4 奏銷の時期

奏銷の時期については、先にも引用したが、光緒大清會典事例卷一七七奏銷、康熙七年の題准に、

直省錢糧。每歲終。巡撫造奏銷冊一本。開列已完未完數目送部。

とあり、各省は毎年の終りに奏銷冊を造り、戸部に送付することになっていた。皇朝文獻通考卷四一會計の條には、崇徳三年、都察院承政祖可法等言、戸部掌司錢穀、職任匪輕、應立舊管・新收・開除・實在文簿、年終令公明官稽察、從之。

とあり、清朝ではすでに、入關以前、年末に會計の検査をする習わしになっていた。ところが、清朝が入關し、廣大な中國を支配し、財政の事務が尨大に而も複雑になると、その年の收支を年末にすぐ決算することが困難になって來たらしい。どうしてもその間若干の月日を要する。また中國は土地が廣大で、都北京からの距離にもそれぞれ相當ひらきがある。そこで雍正七年には、地丁錢糧奏銷定例がきめられた。それによると、直隸・山東・山西・河南・陝西は、四月に奏銷冊が戸部に到着しなければならぬ。江蘇・安徽・江西・浙江・湖廣は五月、福建・四川・廣東・廣西・雲南・貴州はもっとも遠く、六月に戸部に到達する。各省はそれぞれきめられたこの期限内に奏銷を行わねばならなかった。(光緒大清會典事例卷一七七奏銷)

なお、この奏銷の定限については、例外も認められてい

た。同書、雍正八年の題准によれば、

山西省の大同・朔平二府は邊隅に僻處し、氣候がおくれているために、播種收成がおくれる。九月に收穫があつて徵税を始めるので、もし一例に四月に奏銷すれば、徵税の期間は僅かに數ヶ月しかなく、官吏は徒らに參罰を受けることになる。そこで雍正八年より、次年年末に別冊もて奏銷せよ。

とあり、この二府では、翌年年末に別冊もつて奏銷する特例がみとめられたのである。また同書、雍正十一年の題准には、

江南安徽巡撫は安慶に駐紮し、藩司は江寧に駐紮してゐる。各省の撫・藩が同城するものとは同じくない。その奏銷はすでに各省の例に照し、藩司より彙造送覈してゐる。雍正十二年から始め、量予して限を展ばし、あらゆる奏銷は定めて六月に題報をなすことにせよ。

とあり、安徽省では巡撫は安慶に駐紮し、布政使は江寧にあり、各省巡撫・布政使が同城に駐紮している場合とは事情が異なる。布政使が奏銷冊を造り、これを巡撫に送つて

檢閲してもらうには、安慶と江寧とは揚子江を隔てて離れている關係上、往復に時間がかかる。そこで安徽省では雍正十二年以後、奏銷は一ヶ月展限を許され、六月となつたのである。また同書、乾隆二十七年の題准には、

江寧藩司は江蘇巡撫とは同城にいない。嗣後奏銷冊籍は限一月を展ばして題報せよ。

とあり、同様の理由で、乾隆二十七年、江蘇省の奏銷も一ヶ月の展限が許可されたのである。

ところで、雍正七年の地丁錢糧奏銷定例は、道光二十七年に若干改正された。次年四月定限には甘肅省が加わり、五月定限には奉天が加わり、江南の蘇州藩司はそのまま五月であるが、江南の江寧藩司は六月に延期されている。

(同書、道光二十七年條)省分の増加と、交通の便不便を考慮したためである。もっとも江寧藩司の奏銷展限は、これよりさきに許可されていたことは前述の通りである。

以上は地丁銀の奏銷限期であるが、先にも述べたように、諸種の税銀の奏銷がある。同書、乾隆四十九年の條の覆准に、

各省額徴の耗銀は、江蘇省の漕項・鹽課・河湖灘租各

案の奏銷限期同じからざれば、均しく正銀に随つて分案造報するを除き、その餘の各款耗銀は、彙めて地丁耗羨とともに、併せて一冊となし、首めに額徴を列し、次に已未完災緩各數を列し、地丁奏銷に随つて、次年五月末に另疏題報する。

その雜稅耗羨は別に一冊を送り、案を分つて部に報ずる。

地漕などの項の耗羨の已未完各數に至つては、均しく正項の例に照し、次年四月末に截數造報する。雲南省は三月末に造報する。

と見えている。すなわち各省各稅銀の耗羨の奏銷限期も、大體翌年の三月から五月までであつたことが判明する。なお、各省各營動用の公費は次年六月に題銷が行われたことは先に述べた通りである。

次に新疆地方がその領土に入り、その經營に錢糧を使用することになるが、その經費は、多く内地から解送されていた。その奏銷については、同書、嘉慶三年の覆准によれば、

西北兩路新疆地方。毎年動用錢糧。欽奉諭旨。停止具

奏。各部彙題。所有新疆各處大臣。每年奏銷。均於次年四月。造具總散清冊。咨部會覈彙題。

とあり、西北兩路新疆地方の毎年支出した錢糧の奏銷は、次年四月に行われたのである。

5 奏銷の誤謬と遅延に對する處分

奏銷は國家の財政に重要な意義をもつものであるから、奏銷冊に誤謬があつたり、期限を遅延すると、財政事務に大きな支障を來すこともありうる。そこで奏銷冊の誤謬や遅延に對してはそれぞれ罰則がきめられていた。光緒大清會典事例卷一七七奏銷に、

順治三年定。官員造報各項文冊。遺漏重開。數目舛錯。或多開少報。遺漏職名者。罰俸三月。

とあり、國初早々において、奏銷冊における遺漏重開、數目の誤謬、職名の遺漏などに對しては、三ヶ月の罰俸に處している。また同書、康熙七年の議准によれば、

有司奏銷遲延舛錯。以致違限者。督撫題報時。將有司參處。督撫免議。如督撫行催不力。或屬員申報。不即具題者。並將督撫處分。

と見え、州縣官の奏銷が遅延舛錯して、奏銷が期限通りで

きない時には、督撫が題報のとき、州縣官を參劾處分する。督撫はその際議處を免ずる。もし督撫が督促せず、あるいは、屬員が申報せるに、ただちに具題しない場合には、その督撫が處分せられた。

また同書、康熙十五年の覆准には、

凡造報各項文移遲延者。照欽部事件違限例。分別月日議處。

とあり、奏銷に際して、各項を造報する文移が遅延したときには、欽部事件が限に違つた例に照し、月日を分別して議處せられたことは、奏銷がいかに重要視されたかを示している。つぎに、同書、康熙二十二年の題准によるに、

至經管錢糧各官。將徵收起存原額。及支銷總數數目。詳加覈算明白。該督撫等覆加磨算。如造冊內數目舛錯遺漏者。府州縣衛所官。罰俸一年。督撫及轉報之司道等官。各罰俸六月。如督撫司道等官。造冊舛錯遺漏者。止將督撫等議處。

とあり、錢糧を經管する各官は、錢糧の徵收、起運・存留の原額および、支銷した總・散數目を詳細に覈算し、該督撫も復び磨算を加えなければならぬ。もし造冊内の數目

が舛錯遺漏するときには、府州縣衛所の官は一年の罰俸に處せられる。督撫および轉報の司道等の官は、各々六月の罰俸をうける。もし、督撫司道等の官が、造冊の際、舛錯遺漏するときには、ただ督撫等が議處せられた。ここで、注意されることは、奏銷冊の舛錯遺漏に對する規定が、順治三年のそれに比べると、著しく精密周到になり、嚴重になつてゐることである。順治三年、奏銷冊における遺漏舛錯に對しては罰俸三ヶ月であつたが、康熙二十二年には、府州縣衛所の官は罰俸一年、その責任の衝にある督撫司道官は罰俸六月、もし督撫司道官が造冊に際して、舛錯遺漏したときには、督撫は議處せられたのである。このように、奏銷冊の遺漏舛錯に對する罰則が甚だしく重くなつたことは、國家の財政に對する重要度が加わつたことを示すものであろう。

つぎに同書には、

奏銷錢糧冊結。必須隨案送部。若司道府州縣衛所官。

將冊結遲延不送。違限一月。罰俸半年。二月罰俸九月。

三月罰俸一年。四五月。降職一級留任。六月以上。降

二級調用。一年以上革職。如司道等官已申送。而督撫

不即送部。違限五月以下。照司道等官例處分。六月以上。降二級留任。一年以上。降三級調用。

とあり、奏銷冊遲延の罰則を規定している。司道府州縣衛所の官は、違限一月ならば罰俸半年、二月は罰俸九月、三月は罰俸一年、四五月は官一級を降して留任させ、六月以上は二級を降して調用し、一年以上は革職された。また司道等の官がすでに申送せるに、督撫がただちに部に送付せず、遅延する者もまたそれぞれ司道等の官の例に照して處分されたのである。後で述べるように、奏銷が遅延せるは、その間に、督撫や司道府州縣官が通同し、錢糧を着服するためであり、これがために奏銷遲延が嚴重に取り締られたのである。

なお同書、康熙六十一年十二月の上諭には、

一應奏銷賦銀米穀物價工料。必詳查覈實。開造清冊具奏。毋得虛開浮估。儻有以少作多。以賤作貴。數目不符。覈估不實者。事覺之日。將堂司官從重治罪。

とあり、奏銷の賦銀・米穀・物價・工料などは、詳査して實價をえ、清冊を開造して具奏しなければならぬ。もし少數を多數となし、賤價を貴價となして數目が符合せず、

値ぶみの實ならざる者は、事實が發覺すれば、堂司官は重罪に處せられた。

このように、奏銷に際しては、諸種の周到な罰則が規定され、督撫司道州縣官は、例限通り精確な奏銷の実施を要求されていたのであるが、實際には彼等は相互に綿密な連繫をなし、法網をくぐって、奏銷制度を具文に歸せしめようとしたのである。

6 奏銷と盤查

奏銷は先にもふれたように、會計検査であるから、租税の已完・未完の項が記入される。光緒大清會典事例卷一七七奏銷、同治六年の奏准に、

州縣經徵旗租。全以冊報爲憑。考成之優劣。視完欠之分數以爲準。

とあり、州縣官は税租の完納・未納の分數によってその成績の優劣が決定されたのである。そこで雍正硃批諭旨三七安徽巡撫魏廷珍、雍正六年六月二十日の條に、

其州縣之現任。有虧空者。於年終奏銷。知府盤查。虧則揭出。如有容隱。卽行并參。責令分賠。

とあり、州縣現任官に虧空がある者は、年末奏銷の時、監

督の地位にある知府をして盤查せしめ、虧空があれば彈劾してその事實を明らかにさせる。もし容隱すればともに彈劾して分賠させたのである。また同書三七、漕運總督魏廷珍、雍正十年四月二十六日の條には、

每年奏銷時。一例盤查。如有虧空。卽行嚴參究追。

とあり、毎年奏銷のときには、一例に盤查が行われ、もし虧空があつた場合には、嚴重に參劾究追が行われた。また戸部則例卷九、田賦奏銷の條には、

各省督撫。於藩司奏銷錢糧之期。務將未完各項嚴查。

是否實欠在民。仍遍行曉諭。務使民戶不受重徵。如有官侵吏蝕。該管官並不查明。通同隱飾者。一併從重參辦。

とあり、各省督撫は、布政司が錢糧を奏銷する時期になると、未完の各項錢糧を嚴査し、虧欠は實際に人民のせいかどうかを明らかにし、なお、あまねく曉諭して人民が重徵を被らないようにつとめた。もし官吏や胥吏の侵蝕があり、該管官がたえて查明を行わず、通同隱飾する者は、一併に彈劾して重く處分させた。因みに同書には、

州縣徵存正雜錢糧。必係解到司庫。始准以實完奏銷。

如止報徵存。未經解司者。奏銷冊內不得列作實完。冀免處分。其奏銷後。續行報解者。仍准照例報部。分別扣除免議。

とあり、奏銷後、錢糧を報解する者は、議處を免れたのである。

以上述べたように、奏銷前、盤查が厳しく行われることになつていたので、雍正硃批諭旨四二、浙江總督管巡撫事李衛、雍正九年三月初七日の條に、

數年以來。各屬亦有實力奉行。錢糧於奏銷前。通完甚多。

とあるように、官紀の振肅した雍正時代には、奏銷前に錢糧が完納されることも多かつた。もつともこの事例は、李衛という雍正帝のもつとも信頼した一人の有能な總督の管轄下の浙江においてではあるが、それにしても、雍正時代、奏銷前、錢糧納入がある程度の成績をおさめたことは事實である。

7 奏銷と部駁

錢糧の盤查が終了し、書類が整備し奏銷冊が完成すると、中央の六部に提出される。このとき六部衙門等には部

費がおくられる。雍正硃批諭旨三四、四川巡撫憲德、雍正六年正月二十二日の條に、

奏銷部費。濫派各屬。

とあり、奏銷の部費は配下に割りあてて徵收された。また同書二四、貴州大定總兵官丁士傑、雍正三年五月初二日の條に、

欽奉上諭。各省督撫提鎮。凡有題奏事件。禁止部費等因。到臣。遵查得。料理部費。雖係大員。而其費則出自屬下員弁。求免部內駁查。至於文武大員。藉部費之名。分肥入己者。亦復不少。究其實。文官設法。取於里下。武官科派隊伍兵丁。

とあり、督撫提鎮は奏銷の部駁を免れるために、中央六部に部費を送るが、その名目に藉りて分肥着服する者も多かつた。その經費を文官は人民に割りつけ、武官は屬下の兵丁に科派したのである。なお部費の財源については、同書二六、雲貴總督鄂爾泰、雍正六年六月十二日の條に、

省中各項公費。有紙張・役食・修理衙署・資助齋奏・

額料・差操・犒賞・部辦飯食。以及三年文武科場等項。每年應需銀二萬兩。仍照原奏存留。

とあり、公費が充當された。また同書五七、四川布政使趙弘恩、雍正七年四月二十四日の條には、

雍正四五年。耗銀。報資兵馬奏銷・部書飯食。

とあり、耗羨銀が部書飯食つまり部費に使用されている。

また同書、署理湖北巡撫印務四川布政使趙弘恩、雍正七年八月二十四日の條にも、

查臣在任三月。積出平頭銀四百九十一兩零內。支給過院吏奏銷飯食・紙筆共銀二百四十兩零。餘銀交與呂耀曾。以備湊支地丁奏銷部書飯食之用。

とあり、平頭銀が部費に使われている。平頭銀も耗羨の一種であり、ともに公費の財源となったものであるから、奏銷に際しては、部費をはじめその他の經費には、公費が主として使用されたことが判明する。

なお世宗實錄卷一二三、雍正十年九月庚戌の條に、

諭內閣。各部院堂官。職任綦重。必秉公潔己。方能表率屬員。朕諄諄訓諭。奚啻再三。近聞各部院堂官內。

尚私受餽送者。此端漸不可開。

とあり、雍正十二年に至って、雍正帝は内閣に上諭を下し、各部院堂官が賄賂をとることを再三禁止せざるに拘わら

ず、この風習がやまないといっているように、部院の堂官は配下の官廳から賄賂を贈られたのである。雍正硃批諭旨三四、四川巡撫憲德、雍正六年正月二十二日の條に、

戶刑二部飯食銀兩。已經奏明。由各省巡撫衙門。給批解部者。正以杜此外私相與受之弊也。

とあり、部の飯食銀つまり部費を巡撫衙門から、戶・刑部等中央衙門に送付することになったのは、これ以外の餽送すなわち賄賂を贈ることを禁止するためであったのであるが、この趣旨は遵守されなかつたようである。

ところで部費を中央衙門に解送するには、提塘がこれに當つた。同書三六、山西按察使宋筠、雍正八年八月二十日の條に、

晉省解刑部官吏飯銀二千兩。係公用項內關銷者。臣抵任以後。細加訪察。於此二千兩之外。又每一州縣。各私出銀十兩。統計全省一十六州八十九縣。共銀一千零五十兩。交付提塘。運送部內。爲書辦紙筆之費。此項係提塘與書辦分肥者。料不獨晉省爲然。

とあり、山西省では、提塘が刑部の部費二千兩を解送するとき、各州縣に各々十兩を割りつけて一千五十兩を得、こ

れを提塘と刑部の書辦が着服したのである。前掲の憲徳の上奏中にも、提塘の謝廷傑が刑部の飯銀一千兩を四川省から刑部に解送するとき、二百兩を扣除して着服したために免職になったことを述べ、それに續いて、

今乃有該提塘謝廷傑等。具稟內云。戶部奏銷飯銀。除批解一千三百兩外。另有費銀一千六百兩。又稱驛站鹽茶奏銷。向有飯費銀八百兩。各處催逼甚嚴。懇賜給發等情到臣。以及藩臬兩司。臣思此事必係在京提塘。串同部吏。作姦侵蝕情弊。臣不敢隱匿。

とあるように、四川省では戶部奏銷飯銀一千三百兩のほか、別に費銀一千六百兩が徴收され、また驛站鹽茶奏銷には飯費銀八百兩があり、その督促が甚だ嚴重であったといひ、それは提塘と部院の胥吏とがぐるになつて、侵蝕を行なつた結果であると述べているのは注目される。提塘の弊害については、同書六〇、雲貴廣西總督尹繼善、雍正十二年二月二十九日の條にも、

查三省各營公費。多不清楚。或指稱打貽部費。而京外提塘。暗中索取。以有限之公費混用者。去其大半。

とあり、提塘が雲南貴州廣西三省の部費解送に際して、三

省各營の公費を索取している。また世宗實錄卷一四〇、雍正十二年二月戊申の條には、

大學士伯兼管兵部尚書事鄂爾泰奏言。兵部堂司官。朦混造冊。冒銷驛站錢糧。得旨。驛站奏銷各項銀兩。弊端百出。

とあり、驛站が各項銀兩の奏銷を行なうとき、驛站を管轄する兵部堂司官は、よいかげんに造冊して、驛站錢糧を冒銷しているが、兵部の官と驛站の官吏とが通同していたに違ひなからう。このように部院と各省との間には、部費を解送する提塘があり、驛站官吏があり、諸種の弊害をかもし出したのである。

この提塘によつて、部費が中央衙門に解送されるが、先にもふれたように多くの部費があると、たとい數十萬、數百萬の使いこみがあつても、奏銷はただちに容認される。ところが部費が少かつたり、ないと、書類の僅かな誤謬や數字の錯誤を指摘して、奏銷冊はつき返えされる。これを部駁という。戶部則例卷九、田賦・造送書冊には次のように見えている。

直省地丁奏銷。凡有不符款項。戶部即據原題指駁。令

該督撫轉飭查明。具咨登答戶部。

すなわち、部駁をうけた督撫は、充分調査をしたらうえ、咨文をもって部駁の箇處について、戸部に返答しなければならぬ。この點については、光緒大清會典事例卷一七七、奏銷、雍正十年の奏准には、

嗣後各省本年一應奏銷登答。務於次年十月內。按限清理。如果頭緒繁多。實不能依限者。督撫題明量予展限。儻有任意遲延。希圖牽混者。參劾議處。

と見える。すなわち督撫は、部駁をうけた奏銷について、次年十月内に查明清理し、咨文をもって返答しなければならない。もし問題が繁多で、期限内に處理できない場合には、督撫が題明して展限が許される。しかし、もし任意に遲延し、問題点を強いて有耶無耶にしようとする者は、參劾議處されたのである。また同書、雍正十二年の奏准には、

凡指駁款項。奏銷登答。照例概用咨文。若仍有未明。本部亦行咨駁。仍扣四箇月限期嚴辦。俟一案全數登明。報部彙總題結。

とあり、さらに奏銷の登答に不明の點があらば部駁をうける。この時には限期四ヶ月以内に調査して處理し、一案全

數が登答明確なるをまち、部に報告し、彙總して題結されたのである。

8 むすび 奏銷の崩壞

奏銷は特別な事情がある場合には、期限の延長がみとめられた。光緒大清會典事例卷一七七奏銷、雍正十一年の覆准に、

江南江蘇所屬。奏銷帶徵錢糧。積有十五年之多。應加展兩月。至七月詳題。毋庸拘定五月限期。

とあり、雍正十一年、江蘇省屬においては、帶徵すべき錢糧が十五年にもわたっていたので、とくに奏銷の限期二ヶ月の延期を許可している。このような特例があるにつけて、官吏はいろいろの名目をつけて銷奏の展限を請うている。その一つの理由は軍需である。雍正硃批諭旨五三、蘭州巡撫許容、雍正七年四月十五日の條に、

查從前奏銷。歷任巡撫布政司。俱以軍需爲辭。延挨時日。臣思軍需與地方錢糧。各有款項。毫不干涉。

とあり、巡撫や布政使は軍需を辦理するという理由で、奏銷を遅延する場合が多かった。また世宗實錄卷六、雍正元年四月壬戌の條にも、雍正帝は奏銷の遅延に對し、内閣に

上諭を下している。すなわち、

陝西省では、軍需錢糧を數年にわたって奏銷して來ない。それは承辦の者が國帑をかえりみず、ただ己れを利せんとして、恣のままに貪婪の行爲をなすからである。にわかにな奏銷させようとすると、相互に責任を轉嫁して益々期限を遅延し、いろいろと方法を考えて、その事實を掩飾しようとする。もし事々みなこのようなことを放任して、尤に效つて風をなせば、錢糧を承辦する者はどうして畏懼するを知らうか。

と、内閣にその處置を命じている。また雍正硃批諭旨九、山東巡撫陳世倌、雍正二年八月二十四日の條にも、自雍正元年并康熙六十年六十一年。共三年錢糧。經前任撫臣黃炳題請。於今年。一齊奏銷。目下限期甚迫。若據實糾參。則一百四州縣中。所在無幾。若循照往例。或捏報已完。或開入民欠。臣實不敢扶同欺罔。惟有仰願皇上洪恩。准臣展限一年。先將未題之項補充。於明年十月。雍正元年二年康熙六十年六十一年。錢糧一齊奏銷。其已題流抵等項。分別完欠。注明冊內。統於雍正四年歲底全完。

とあり、山東省では、雍正二年に至って、康熙六十、六十年、雍正元年、三ヶ年分の奏銷を行うことになったが、租税の未納を已完と捏報したり、あるいは民欠の項に開入したり、諸種の弊害があつて煩雜を極め、雍正二年には、租税の完欠を明白に區別することが困難であるといつて、山東巡撫陳世倌は、奏銷の展限を請うている。

このように奏銷が遅延している間に、諸種の弊害が生じた。同書五三、蘭州巡撫許容、雍正七年三月十一日の條に、臣查定例。毎年錢糧。至次年五月奏銷。直省遵行已久。惟甘省自雍正三年至雍正六年。均未奏銷。在經徵督徵各官。歷年總無處分。自必催科日急。其中更有捏完爲欠。那新掩舊。種種情弊。皆由此起。

とあり、甘肅省では、雍正三年から六年にかけて奏銷が行われず、しかも經徵・督徵各官も歷年處分がなかつたために、租税の徵收を怠り、その間にあつて、租税を完納しているにも拘わらず、それを虧欠と捏稱し、或いは新收入をもつて舊欠を抵掩する等の情弊が起つたのである。また光緒大清會典事例卷一七七奏銷、咸豐二年の上諭の一節には、惟河南省至今未造報。屢經該部咨催。仍以調驗冊串爲

詞。任意稽延。且恐有以完作欠。希圖彌縫隱混情弊。とあり、河南省では奏銷を行わないために、戸部が咨文をもって督促すると、帳簿を調驗しているといつて任意に遅延し、その間に、完納を虧欠となし、不正を彌縫し、あるいは隱匿混亂させるなどの情弊があったのである。清朝末葉になると、帳簿を検査するという理由で、奏銷の遅延がなされたのである。

かように、奏銷を遅延している間に、捏完爲欠、那新掩舊、捏報已完、開入民欠などの諸種の不正が行われたのである。そこでやむをえない時には、政府では奏銷の展限を認めるが、できるだけ奏銷の限期を延期することは許可しない方針をとっていた。例えば、雍正二年には、康熙六十一年分の長蘆鹽引で領運しないものが多數あったために、商人の懇請により、奏銷の展限を認めた。ところが、さらに鹽商が、康熙六十一年の積引の消化に盡力したので、雍正元年分の鹽引が十萬道も残ったといつて、雍正元年の奏銷展限を請うたが、雍正帝はついにこれを許さなかつたのである。(雍正硃批諭旨六一恭鵠立雍正二年八月十七日)

このように、政府では奏銷の展限は、容易には許可しな

かつたのであるが、官吏はいろいろの理由を申立てて奏銷の展限をはかつた。その間に錢糧の着服をたくらんだのである。ここから奏銷の制度が次第に弛緩して崩壞して行った。

先にすでに述べたように、すべての税入やその支出については、奏銷の限期が決められていた。河庫錢糧についても、雍正硃批諭旨九、山東巡撫黃炳、雍正二年三月十七日の條に、

河庫錢糧。毎年奏銷。事在總河。歲底盤查。責在東撫。

とあるように、毎年河道總督が奏銷を行わなければならなかつた。ところが、聖祖實錄卷二二九、康熙四十八年九月甲午の上諭の一節に、

督工人員。於工竣後銷算。延挨時日。至十年銷算者有之。至二十年銷算者亦有之。凡工作物料。俱登冊籍。何故稽遲若此。此不過欲從中作弊耳。

とあり、河工を監督する人員は、河工が竣工すれば直ちに決算報告をなすべきであるのに、年月を延ばし、十年二十年後になつて、やっと報告をする者がある。工作物料はみな帳

簿に記載しているのであるから、毎年報告ができぬ筈はない。その間にあって工費の着服をしていたことは明らかであらうと、康熙帝もいつている。雍正帝が奏銷を嚴重にするために、會考府を設置したのも、このような弊害が多かつたからであらう。奏銷が期限通り行われるか否かということとは、綱紀の振肅を計る一つのバロメーターになる。この點からいうと、康熙時代の政治は、相當弛緩していたものと想像される。

奏銷の遅延は、清朝も時代が降るに従つて、綱紀の弛緩とともに、甚だしくなる。光緒大清會典事例卷一七七奏銷、同治六年の奏准には、

近年直隸省八項旗租。咸豐九年之奏銷。至同治二年。始行題報。至咸豐十年十一年及同治元二三四等年奏銷。久逾例限。均未題報。難保無不肖州縣。擅行挪用。及以完作欠情事。應令直隸總督。速將歷年未經奏銷各冊。趕緊題報。以嚴考覈。仍將造冊遲延之歷任藩司職名。查取咨送吏部議處。以儆玩泄。

とあり、直隸省八項旗租は、咸豐九年の奏銷が四年後の同治二年になって始めて行われ、咸豐十年、十一年、同治元

・二・三・四年の奏銷は、久しく定限をすぎているが、未だに奏銷が終っていない。不肖の州縣官がその間にあって、擅ままに流用し、完納せるに虧欠としていたりやも計りがたい。そこで直隸總督をして歷年未了の奏銷各冊をすみやかに題報させて考覈を嚴にし、なお造冊遅延の歷任の布政使の職名を査取し、吏部に送つて議處させよと、命じている。また同書、光緒六年の奏准には、

錢糧奏銷。各依定限。令各該督一面具題。一面先將未完一分以上各員。開具簡明清單。專摺奏報。由部覈定處分。先行覆奏。其有奏後續完者。准其奏請歸本案開復。

とあり、錢糧の奏銷を、定限通りに實施するよう命じ、總督をして一面に具題し、一面錢糧未完一割以上の各員の簡明清單を開具して專摺奏報し、部より覈定して處分することを命じている。あるいはまた、同書光緒八年の奏准には、本年八月以後。各省報銷。或半年奏報一次。或一年奏報一次。上半年者限本年十二月到部。下半年者。限次年六月到部。一年者限次年八月到部。不准經年累月。

彙案造報。

とあり、光緒八年には半年毎に奏銷する方法を開いている。これは事務が尨大複雑になったためにもよるが、一面では官吏の不正を最少限に防止しようとする意圖から出た政策かもしれない。

この外、清朝末期になると、奏銷の遅延がしばしば問題となり、記録にとどめられているが、このことは清朝末期における官僚の綱紀の弛緩を示すものであり、同時にまた清朝の政治的權威が失墜したことを如實に物語っている。奏銷制度が規定通り行われるか否かということは、官吏の綱紀如何に係わるもので、これによって、吾々は王朝の政治力の強弱推移を卜することができるであろう。

(本稿は日比野丈夫氏總合研究『明清時代地方制度の總合研究』協力研究途上における一副産物である)

(昭和三十八年四月十日稿了)

東洋史研究叢刊之十一

宋史職官志索引

佐伯 富編

體裁總クロース製 A5 本文四二三頁

宮崎市定・宋代官制序説 六三頁

字劃索引一二頁 定價 二五〇〇圓

本索引は、宋史職官志に含まれる官職・書吏・年號・地名・官制・經濟・財政用語、その他、あらゆる事項についての約三萬數千に及ぶカードを、五十音順に排列したものである。巻頭には、宮崎市定博士の「宋代官制序説」を解題として掲載し、兩々相俟って、宋代は勿論、中國の政治・經濟・社會・官制の研究者には、多大の便宜を與えるであろう。

右書御希望の方は本會までお申込み下さい。

(國內送料は本會が負擔します。)

京都市左京區吉田本町 京都大學文學部内

東洋史研究會

振替 京都 三七二八番